

諏訪市告示第 116 号

諏訪市最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市最低制限価格制度実施要綱（平成 23 年諏訪市告示第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「130 万円」を「200 万円」に改める。

第 3 条第 1 項第 4 号中「10 分の 5.5」を「10 分の 6.8」に改め、同条第 2 項中「10 分の 8 まで」を「10 分の 8.1 まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の諏訪市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札から適用し、同日前に行った入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札については、なお従前の例による。